

大久保地区公共施設再生事業 民間事業者等の皆様との「対話」(第3回)実施要領

—平成28年5月実施—

1. 目的

- 実施方針及び要求水準書(案)について、事業者の皆様のご意見を広くお聴きし、市の意図との間に解釈の相違が生じることを無くすために「対話」を実施します。
- 今後の公募に向けた条件を整理する際の参考とします。

2. 概要

(1) 対話の対象者

事業に参画の意向を有する法人又は法人のグループとします。

なお、同一チームとして応募を予定している法人は、可能な限りご一緒での参加をお願いいたします。対話に参加した方に応募を義務づけるものではありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

(2) 対話の実施(事前申込制)

下記日程にて対話を実施します。

① 日時

【1日目】平成28年5月9日(月)9時～18時30分

【2日目】平成28年5月10日(火)9時～18時30分

【3日目】平成28年5月11日(水)9時～18時30分

【4日目】平成28年5月12日(木)9時～18時30分

【5日目】平成28年5月13日(金)9時～18時30分

※ ご希望日時には可能な限り対応しますが、必ずしもご希望の通りとはならないことをあらかじめご了承ください。

※ 時間枠には限りがあります。同グループでの応募を予定している方は、可能な限りご一緒での参加をお願いいたします。

② 集合場所

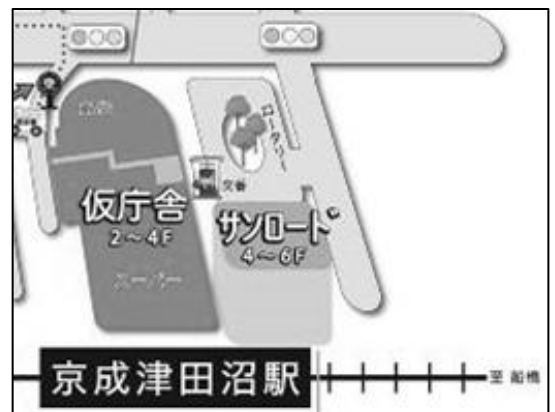
サンロード津田沼5階(習志野市津田沼5-12-12)

③ 参加者: 習志野市

(政策経営部 資産管理室 資産管理課)

④ 申込期限: 平成28年4月28日(木)17時

⑤ 申込方法: 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、上記期限までにメール添付にてお申込みください。件名は「対話申込」としてください。メール受領後、担当者から日程のご連



絡を差し上げます。

- ⑥ 留意事項：事業者ノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。

(3) 対話内容

平成 28 年 3 月に公表した「大久保地区公共施設再生事業実施方針」及び「要求水準書（案）」を踏まえ、対話では主に以下の論点についてご意見をお聴きしたいと考えていますが、論点を限定するわけではありません。

- ① 実施方針、要求水準書（案）
 - ・ 実施方針、要求水準書（案）に対する意見
 - ・ 応募するために変更を希望する項目
 - ・ 事業内容、実施体制、業務要求水準等に対する意見
 - ② 民間付帯事業
 - ・ P F I 事業と民間付帯事業を一括して提案募集することに対する意見
 - ・ P F I 事業者と民間付帯事業の実施事業者の関係に対する意見
 - ・ 敷地活用、実施事業について
 - ③ インフォメーションパッケージ、現地見学会
 - ・ 今後、公表を希望する現施設関連情報
 - ・ 今後、現地見学会を希望する場所
 - ④ 施設整備手法
 - ・ 現大久保図書館、勤労会館で実施する躯体活用型建替（リノベーション）について
 - ・ 施設と機能の配置について
 - ⑤ 維持管理及び運営
 - ・ 維持管理及び運営について
 - ・ 実施体制について
 - ⑥ 事業費
 - ⑦ その他
 - ・ 検討中の提案内容について、市に確認しておきたいこと
 - ・ 応募にあたって困っていること、迷っていること等
- ※内容によってはお答えできないこともありますので、ご了承ください。

(4) 対話の進め方

対話は事前申込制で実施します。事業者ノウハウ保護のため、個別・非公開で実施します。対話は以下の流れに沿って進め、所要時間はご一緒に参加される事業者数に応じて 1～2 時間です。

- ① 市担当者から対話要領の説明
 - ② 参加者からの提案、意見
- 上記「お聞きしたい項目」を参考にお話してください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合はご持参頂いても結構です。

3. 留意事項（※必ずお読みください）

- 対話のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。
- 対話への参加実績が、応募の条件となることはありません。
- 対話への参加実績は、事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- 参加者の名称は公表いたしません。
- 対話内容は概要をとりまとめ後日公表します。公表前に公表資料をチェックしていただきます。
- 対話概要は後日公表いたしますが、事業者ノウハウの保護のため、該当事項については、公表いたしません。対話の際、公表できない情報については、必ずその旨をお知らせください。
- 対話内容は、今後公表する募集要項等の参考とさせていただきますので、このことを前提にご提案ください。
- 対話での発言は、市・民間事業者ともに想定とし、今後の事業を拘束するものではありません。
- 必要に応じ、追加の対話、文書での照会、アンケート等を実施することがあります。
- 対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- 次に該当する方は、対話の対象者として認めません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者。

4. 参考資料

- 「大久保地区公共施設再生事業実施方針及び要求水準書（案）」（平成 28 年 3 月）
 - 大久保地区公共施設再生事業「市内事業者リスト」（平成 28 年 3 月）
 - 「大久保地区公共施設再生基本計画 ～習志野の地域の未来プロジェクトⅠ～」（平成 28 年 1 月）
 - 「(仮称)大久保地区公共施設再生基本構想 ～習志野の地域の未来プロジェクトⅠ～」（平成 27 年 3 月）
 - 「習志野市公共施設再生計画」（平成 26 年 3 月）
- ※ 各資料とも市ホームページにて公開しています。トップページ右上の「サイト内検索」からご覧ください。

5. 申込先・連絡先

習志野市役所 政策経営部 資産管理室 資産管理課
〒275-8601 習志野市津田沼 5-12-4（仮庁舎 2 階）
電話：047-453-9308 FAX：047-453-9384
メールアドレス：shikan★city.narashino.lg.jp（★を@に変更してください）